



2020 年度新規取り組み 及び 最新の規制有害物質・規制値について

エコテックス®国際共同体（本部：スイス チューリヒ）は、繊維製品等の有害物質に関するガイドライン、認証やサービスに対する、有効な試験条件・規制値を更新しました。

本規制は、3ヶ月間の移行期間を経たのち、新規制が2020年4月1日から施行します。

2020 年規制の取り組み

今回の繊維製品中の残留基準の厳格化により、環境・従業員・消費者への影響が更に小さくなります。殆どの場合、スタンダード 100 は主要国や国際基準よりも厳格です。エコテックス®は消費者保護の先駆者として、法規制を待つというスタンスではなく、積極的な検証・対応をしています。

2020 年規制項目の主な変更点

エコテックス®スタンダード 100



REACH 規則や ZDHC など業界の有害化学物質規制強化を受けて、含有重金属にヒ素、水銀が追加、昨年まで監視対象としていたニトロソアミン、グリホサートに規制値追加がされました。

また、フタレートの規制値が厳格化、要監視物質として、残留農薬、残留有機溶剤等も発表されました。

※スタンダード 100 は、引き続き REACH Annex XVII (EU: CMR 規制) も充たします。

新規物質

□監視対象だった、発ガン性 N-ニトロソアミン類

N-ニトロソアミン類：各 0.5 mg/kg、合計 5.0 mg/kg

□監視対象だった、農薬のグリホサート/塩

従来綿：5.0 mg/kg

オーガニックコットン：製品クラス I は 0.5 mg/kg、II・III・IV は 1.0 mg/kg

□有毒重金属であるヒ素、水銀を含有量でも規制（従来は抽出量規制のみ）

ヒ素含有量：100 mg/kg

水銀含有量：0.5 mg/kg

厳格化

□フタレート：合計が厳格化（付属書 4）

1,000 mg/kg → 500 mg/kg

追加物質

□農薬（1 種、エンドスルファン）

□難燃剤（ホウ素系 2 種）

※関連資料はこちらをご覧ください。 [「規制物質の用途／毒性」](#) [「規制値表」](#)

URL: <https://oeko-tex-japan.com/about/standard100/>



今後規制の可能性が高い物質は下記となります。



監視対象物質(将来、規制予定)

- フッ素化合物（1種）とブチルフェノール
- 芳香族アミン類（5種）
- 農薬類（8種）
- 発ガン性染料：塩基性染料（黄2）
- VOC（2種）

エコテックス®エコパスポート



エコテックス®スタンダード 100 同様、ZDHC、REACH への対応として、閾値の厳格化、新規対象物質の追加がなされました。

ステージ（I-III）名称変更

数字を使わず各ステージ名、・CAS 番号スクリーニング・分析証明・セルフアセスメント・現地監査とします。

セルフアセスメント

エコパスポートの複数ステージから成る認証システムは、化学薬剤の製造/配合メーカー向けにデザインされています。適切な原料を調達する際、エコパスポートラベルが環境に責任を持っている繊維/革の生産基準に合っているという明確な証拠となります。今回申請者に最適なサービスを提供するために、認証プロセスの再構築を行いました。

従来は、通常認証もしくは+セルフアセスメント/現地監査をセットでの選択でしたが、現地監査なしで申請可能となりました。また、セルフアセスメントと特定要件に合格すれば、ZDHC MRSL レベル 2 適合となります。

閾値の厳格化

<input type="checkbox"/> コバルト	: 500	→ 200mg/kg
<input type="checkbox"/> マンガン	: 1,000	→ 500mg/kg
<input type="checkbox"/> 六価クロム	: 5	→ 3mg/kg
<input type="checkbox"/> TCEP	: 100	→ 50mg/kg
<input type="checkbox"/> ベンゼン	: 50	→ 10mg/kg
<input type="checkbox"/> フェノール	: 500	→ 100mg/kg
<input type="checkbox"/> PFOA	: 0.25	→ 0.025mg/kg
<input type="checkbox"/> ビスフェノール A	: 250	→ 100mg/kg

**新規物質**

- トリクロサン (CAS 3380-34-5) : 250mg/kg
- ジブロモプロピルエーテル (CAS 21850-44-2) : 50mg/kg
- トリ-(2-クロロ-1-メチルエチル) フォスフェート (TCPP; CAS 13674-84-5) : 50mg/kg
- テトラオクチルスズ (TeOT; CAS 3590-84-9) : 1mg/kg
- チオ尿素 (CAS 62-56-6) : 1,000mg/kg
- ペルメトリン (various CAS) : 250mg/kg
- AEEA [2-(2-アミノエチルアミノ)エタノール] (CAS 111-41-1) : 100mg/kg

**追加物質**

- 農薬 (1種、エンドスルファン)
- 難燃剤 (ホウ素系 2種)

今後規制の可能性が高い物質は下記となります。

監視対象物質 (将来、規制予定)

- フッ素化合物 (1種)

**サステナブルな社会に向けて—エコテックス®認証の役割**

エコテックス®国際共同体は、国際環境 NGO グリーンピースが訴える、化学物質による水汚染をなくすための活動「Detox キャンペーン」にも対応する、有害化学物質排出ゼロ (ZDHC) のメンバーであり、また、ニッセンケンも ZDHC の国内唯一の認定試験機関となりました。

SDGsをはじめ、人や環境への負荷が大きいとされる有害物質排除への具体策が強く求められるようになっており、また、広くは世界中の先進企業が環境対策を講じ、消費者のサステナビリティに対する意識も急速に高まっています。エコテックス®は化学薬剤などの原料をはじめ、繊維製品、素材のサプライチェーン全体を通して、有害物質に関する課題解決のサポートをし、消費者と労働者、環境の保護に貢献してまいります。

—本リリースに関するお問い合わせ先—

一般財団法人ニッセンケン品質評価センター

エコテックス事業所 Tel: [03-5809-2810](tel:03-5809-2810) E-mail: oeko-tex@nissenken.or.jp

エコテックス®日本公式サイト <https://oeko-tex-japan.com/>

エコテックス®国際共同体公式サイト <https://www.oeko-tex.com/en/>